

中央学院大学の学生支援に関する基本方針

(令和3年3月1日学長決裁)

中央学院大学は、建学の精神と教育の理念および「本学の目指すべき『理想像』について」に基づいて、多様な背景を持つ学生を受け入れるとともに、在籍するすべての学生が修学、生活、キャリア形成等において主体性を持って学修できる環境を提供するため、各学部・研究科および関連事務部署等による状況把握と連携・協力により、以下のとおり支援を行います。

1. 学修支援

本学の学生の主体的な学修への取り組みを促進するため、初年次教育を始めとする少数教育に教員が積極的に関わります。また同時に「中央学院大学学生サポートセンター規程」「国際交流センター規程」「中央学院大学学生相談室規程」「中央学院大学事務局事務分掌規程」その他の規程等に基づき、学事部教務課・学生課、学生サポートセンター、国際交流センター、学生相談室その他の関連部署および各学部・研究科の相互連携・協力により支援を行います。

2. 生活支援

本学の学生の学生生活上の相談に対応し意欲的な取り組みを促すため、上記の規程等に基づき、学事部学生課、学生サポートセンター、国際交流センター、学生相談室、保健センターその他の関連部署および各学部・研究科の相互連携・協力により支援を行います。

3. キャリア支援

本学の学生のキャリア形成を促進するため、「中央学院大学事務局事務分掌規程」等に基づき、就職部就職課その他の関連部署および各学部・研究科の相互連携・協力により支援を行います。

4. 障がい学生に対する支援

本学のすべての学生および教職員が障がいに関して理解を深めるとともに、障がい学生に対して適切な対応ができるよう、「障害のある学生への修学支援に関する中央学院大学の基本方針」「障害学生支援ネットワークに関する規程」に基づき、障害学生支援ネットワークその他の関連部署および各学部・研究科の相互連携・協力により支援を行います。